

# 広島ガス株式会社 第154期報告書

平成19年4月1日 ▶ 平成20年3月31日



## 目次

### 事業報告

Ⅰ 会社の現況に関する事項	2
Ⅱ 会社の株式に関する事項	7
Ⅲ 会社役員に関する事項	8
Ⅳ 会計監査人の状況	10
Ⅴ 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制 その他業務の適正を確保するための体制	10
Ⅵ 株式会社の支配に関する基本方針	13

貸借対照表	23
損益計算書	24
株主資本等変動計算書	25
個別注記表	26
連結貸借対照表	29
連結損益計算書	30
連結株主資本等変動計算書	31
連結注記表	32
会計監査人の監査報告書謄本	36
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本	37
監査役会の監査報告書謄本	38

「事業報告」中のグラフ・写真・図等をご参考であります。



LNG船「サンアローズ」

## 事業報告

(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)

### Ⅰ 会社の現況に関する事項

#### 1. 事業の経過および成果

##### (1) 営業活動の状況

当期の日本経済は、企業収益の改善や設備投資の増加を背景として緩やかに回復いたしました。米国経済の減速や円高の急激な進行等により、景気の下振れリスクが高まるなど、先行きが不透明な状況で推移いたしました。

エネルギー業界におきましては、原油価格が史上最高値を更新するなど、原料費の高騰が継続する一方、平成19年4月に実施されたガスの小売自由化対象範囲の拡大等の規制緩和の進展により、エネルギー事業者間の競争は激化の一途をたどっております。

このような情勢のもと、当社および当社グループは、総合エネルギー供給事業に経営資源を集中するとともに、徹底した経営効率化を推進するなど、収益性の向上および事業基盤の強化に懸命な努力を重ねてまいりました。

以下、営業活動の概要についてご報告申し上げます。

##### ① ガス

当期末におけるお客さま戸数は、積極的な営業活

動を展開いたしました。前期末に比べ892戸減少の427,438戸となりました。

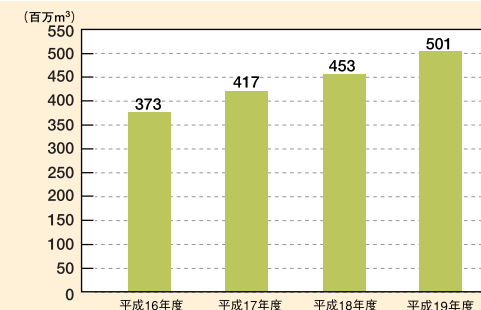
ガス販売量につきましては、前期に比べ10.7%増加の5億175万3千m<sup>3</sup>となりました。ガス販売量を見ますと、家庭用は、冬季の販売量の増加はありましたものの、春先から秋にかけての気温および水温が高めに推移したことなどにより、前期に比べ2.1%減少の1億739万1千m<sup>3</sup>となりました。

業務用・産業用は、大口用販売量が増加したことにより、前期に比べ7.0%増加の3億6,325万9千m<sup>3</sup>となりました。

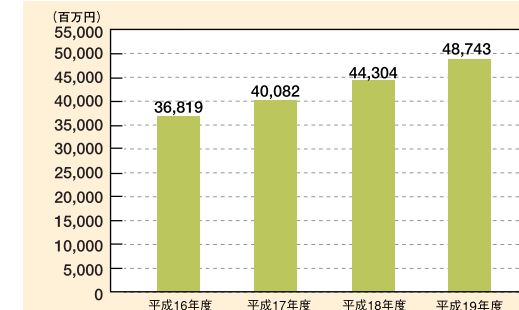
また、他ガス事業者への卸供給等は、供給先である福山瓦斯株式会社の熱量変更の進捗に伴い、3,110万2千m<sup>3</sup>となりました。

以上の結果、ガス売上高につきましては、ガス販売量の増加および原料費調整制度に基づく料金単価調整等により、前期に比べ10.0%増加の487億4千3百万円となりました。

##### ▶ ガス販売量 501百万m<sup>3</sup>(前期比10.7%増加)



##### ▶ ガス売上高 48,743百万円(前期比10.0%増加)



## ②受注工事

ガス工事の受注につきましては、積極的な営業活動を実施いたしました。工事件数が減少したことなどにより、受注工事収益は前期に比べ3.9%減少の15億8千6百万円となりました。

## ③ガス器具

ガス器具の販売につきましては、業務用機器の販売が減少したことなどにより、器具販売収益は前期に比べ4.6%減少の32億2千4百万円となりました。

## ④附帯事業

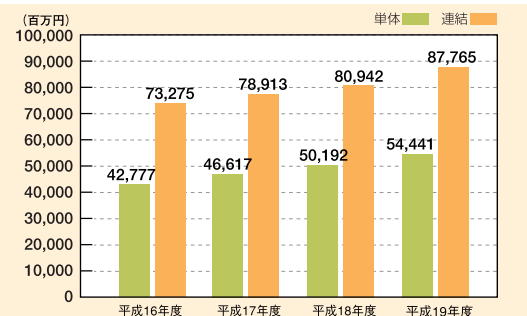
附帯事業収益につきましては、前期に比べ2.2%増加の8億7千5百万円となりました。

### (2) 売上高および利益の状況

ガス売上高に受注工事・ガス器具販売等の営業雑収益および附帯事業収益を加えた当期の総売上高は、前期に比べ8.5%増加の544億4千1百万円となりました。

一方、費用につきましては、営業関連費用を中心に経営全般にわたる徹底したコスト削減を推し

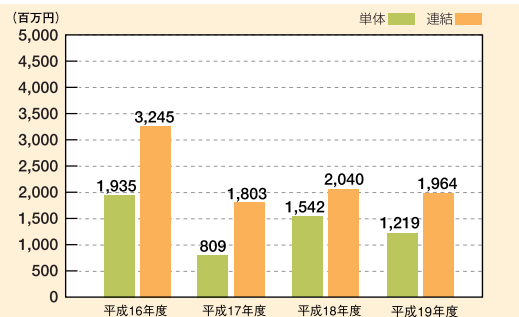
■**総売上高** 単体 54,441百万円(前期比8.5%増加)  
連結 87,765百万円(前期比8.4%増加)



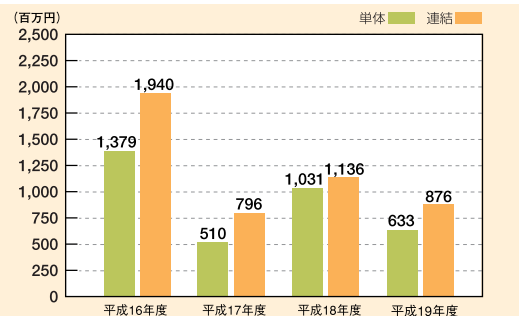
進めてまいりましたが、原油価格が史上最高値を更新するなど、原料費の増加等により、当期の経常利益は前期に比べ20.9%減少の12億1千9百万円となり、当期純利益は前期に比べ38.6%減少の6億3千3百万円となりました。

なお、連結売上高は、ガス売上高の増加およびLPG事業の売上高増加等により、前期に比べ8.4%増加の877億6千5百万円となりました。連結当期純利益は前期に比べ22.8%減少の8億7千6百万円となりました。

■**経常利益** 単体 1,219百万円(前期比20.9%減少)  
連結 1,964百万円(前期比 3.7%減少)



■**当期純利益** 単体 633百万円(前期比38.6%減少)  
連結 876百万円(前期比22.8%減少)



## 2.設備投資等の状況

当期の設備投資総額は、前期に比べ26.8%減少の35億6千9百万円となりました。

製造設備につきましては、広島・呉地区への天然ガスの安定供給のため、東広島製造所の第2期工事を実施いたしました。

供給設備につきましては、導管網の整備・拡充を継続して実施しており、本支管の延長数は、当期中に32km増加し、期末の総延長数は3,978kmとなりました。



東広島製造所

## 3.資金調達の状況

社債につきましては、平成19年12月に第2回無担保社債30億円を償還し、期末社債残高は190億円となりました。長期借入金は、前期末に比べ4億3千2百万円増加し、期末借入金残高は219億7千9百万円となりました。

## 4.対処すべき課題

当社を取り巻くエネルギー業界では、ここ数年高騰を続けている原油価格が今後も高水準で推移することが想定される中、規制緩和ならびにエネルギー関連技術の進展等により、エネルギー事業者間の競争が一段と激しくなることが予想されます。

このような状況のもと、当社および当社グループは、経営環境の変化に的確に対応し、企業価値の継続的な向上に努めてまいります。

家庭用市場におきましては、体感型ショールームの活用やイベント開催等を通じて、ガスの利便性や快適性をPRするとともに、安全性や効率性を向上させたガス器具および各種の料金プランを活用することにより、お客さま戸数および1戸当たりのガス使用量の向上を図ってまいります。

業務用・産業用市場におきましては、省コスト提案や機器メンテナンス等の付加価値のあるサービスを提供するなど、きめ細かなサービスを展開してまいります。

ガスの供給につきましては、原料調達先の多様化・安定化の一環として、平成21年には、新たにサハリンからの調達を計画しております。また、経年ガス導管の効率的な入れ替えや、安全なガス消費機器への取り替え促進活動を行うことにより、安定的かつ安全な供給を確保してまいります。

企業の社会的責任(CSR)を果たすための取り組みにつきましては、グループ全体にコンプライアンス意識を徹底することにより、内部統制を強化し、公正かつ透明な事業運営を推進するとともに、地域活動や環境活動にも積極的に参画してまいります。

株主の皆さまへの利益還元の方針といたしまし

ては、安定配当の継続を基本方針とし、徹底した経営効率化と積極的な営業活動の成果を、将来の設備投資や研究開発の必要性および財務状態や利益水準等を総合的に勘案し、株主の皆さまに還元してまいります。

このような事業展開を通じて、当社および当社グ

ループは、地域のエネルギー事業者として、株主の皆さま、お客さま、地域社会の皆さまから信頼され、選択され続ける企業グループを目指し、全力を挙げて取り組んでまいり所存であります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも一層のご支援、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。



ガス展



経年ガス導管入れ替え作業

## 5.財産および損益の状況の推移

区 分	第151期 (平成16年度)	第152期 (平成17年度)	第153期 (平成18年度)	第154期[当期] (平成19年度)
総 売 上 高	42,777百万円	46,617百万円	50,192百万円	54,441百万円
経 常 利 益	1,935百万円	809百万円	1,542百万円	1,219百万円
当 期 純 利 益	1,379百万円	510百万円	1,031百万円	633百万円
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	22.98円	8.92円	17.76円	10.68円
総 資 産	88,021百万円	98,201百万円	91,305百万円	88,881百万円
純 資 産	18,990百万円	19,790百万円	26,955百万円	24,812百万円

(注) 第153期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

## 6.重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
広島ガスプロパン株式会社	300百万円	100.00%	液化石油ガスの販売
広島ガスメイト株式会社	20百万円	100.00%	検針、労働者派遣

## 7.主要な事業内容

(1) ガス事業 (2) ガス器具の販売 (3) 液化天然ガスの販売

## 8.主要な営業所および工場

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	広島市南区	可部営業所	広島市安佐北区
呉 支 店	呉市	熊野営業所	広島県安芸郡熊野町
尾 道 支 店	尾道市	廿日市工場	廿日市市
三原営業所	三原市	備後工場	三原市

## 9.従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
651名	△9名	40.6歳	18.5年

(注) 従業員数は就業人員であり、他社への出向社員を含んでおりません。

## 10.主要な借入先

借 入 先	借 入 金 残 高
日本政策投資銀行	7,355百万円
株式会社広島銀行	4,050百万円
明治安田生命保険相互会社	1,476百万円

## II 会社の株式に関する事項

- 1.発行可能株式総数 240,000,000株  
 2.発行済株式の総数 59,412,384株(自己株式2,583,206株を除く)  
 3.株主数 2,389名  
 4.大株主

株主名	当社への出資状況	
	持株数	出資比率
岩谷産業株式会社	7,607千株	12.80%
明治安田生命保険相互会社	3,855千株	6.48%
三菱商事株式会社	2,991千株	5.03%
日本生命保険相互会社	2,970千株	4.99%
株式会社広島銀行	2,840千株	4.78%
第一生命保険相互会社	2,540千株	4.27%
米田正幸	1,952千株	3.28%
広島電鉄株式会社	1,860千株	3.13%
西部瓦斯株式会社	1,420千株	2.39%
双日株式会社	1,350千株	2.27%

(注) 1.発行済株式の総数の10分の1以上の数を保有する大株主1名を含め、上位10名の株主を記載しております。  
 2.出資比率は、自己株式を控除して計算しております。  
 3.株式会社広島銀行の持株数には、株式会社広島銀行が退職給付信託の信託財産として拠出している当社株式2,430千株(出資比率4.09%)を含んでおります(株主名簿上の名義は「日本マスタートラスト信託銀行株式会社(退職給付信託口・広島銀行口)」ですが、当該株式は、信託約款の定めにより、株式会社広島銀行が議決権の指図権を留保しております)。

## III 会社役員に関する事項

### 1.取締役および監査役の氏名等

氏名	地位および担当	他の法人等の代表状況等
深山英樹	代表取締役 社長執行役員	
小田聖義	代表取締役 副社長執行役員 (経営全般、秘書部・エネルギー事業部・関係会社担当)	広島ガス開発(株)代表取締役会長 瀬戸内パイプライン(株)代表取締役社長
茂見孝雄	取締役 常務執行役員(経営統括本部長)	
武田英夫	取締役 常務執行役員 (原料部・IT推進部・熱量変更共同化推進部担当)	MAPLE LNG TRANSPORT INC. Director/Chairman
山本敏昭	取締役 常務執行役員 (導管事業部長、廿日市工場・備後工場・工務部・技術研究所・研修センター担当)	
中丸直明	取締役 常務執行役員(エネルギー事業部長)	
上総英司	取締役 執行役員(エネルギー事業部副事業部長)	
佐伯正夫	取締役 執行役員(経営統括本部 経営企画部長)	
領木新一郎	取締役	大阪瓦斯(株)相談役
大田哲哉	取締役	広島電鉄(株)代表取締役社長
角廣勲	取締役	(株)広島銀行代表取締役頭取
山下隆	取締役	中国電力(株)代表取締役社長
神田正和	常勤監査役	
桂秀昭	常勤監査役	
平山良明	監査役	西部瓦斯(株)代表取締役会長
武井康年	監査役	弁護士

- (注) 1.平成19年6月26日定時株主総会決議による新任取締役  
 取締役 佐伯正夫  
 取締役 角廣勲  
 取締役 山下隆
- 2.平成19年6月26日定時株主総会決議による新任監査役  
 監査役 桂秀昭
- 3.平成19年6月26日定時株主総会終結時の退任取締役  
 取締役 中本啓一  
 取締役 宇田誠  
 取締役 白倉茂生
- 4.平成19年6月26日定時株主総会終結時の退任監査役  
 監査役 松本博
- 5.取締役 領木新一郎氏、大田哲哉氏、角廣勲氏および山下隆氏は、社外取締役であります。
- 6.監査役 平山良明氏および武井康年氏は、社外監査役であります。
- (ご参考)  
 上記取締役兼務執行役員8名を除く執行役員は次のとおりであります。

氏名	担当
堂本慎一	廿日市工場長
田村興造	原料部長
小寺豊	経営統括本部経営企画部経営調査担当部長、 東京事務所長
中村治	経営統括本部総務部長 兼 総務部法務室長

(注) 担当は平成20年4月1日付のものであります。

## 2.取締役および監査役の報酬等の額

取締役 12名 131百万円(うち社外4名 18百万円)  
監査役 4名 33百万円(うち社外2名 9百万円)

(注)1.使用人兼務取締役の使用人としての給与相当額(含む賞与)35百万円を含んでおりません。  
2.上記支給額のほか、平成18年6月27日開催の第152回定時株主総会の決議により、平成18年6月27日より前に就任し、平成19年6月26日開催の第153回定時株主総会終結の時をもって退任した役員(取締役2名、監査役1名)に対し、役員退職慰労金71百万円を支給しております。

## 3.社外役員に関する事項

### (1)取締役 領木 新一郎

- ①当事業年度における主な活動状況  
取締役会には9回開催中8回出席し、議案等につき適宜意見、質問等を行っております。
- ②責任限定契約の内容の概要  
当社との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結しております。

### (2)取締役 大田 哲哉

- ①当事業年度における主な活動状況  
取締役会には9回開催中8回出席し、議案等につき適宜意見、質問等を行っております。
- ②責任限定契約の内容の概要  
当社との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結しております。

### (3)取締役 角廣 勲

- ①当事業年度における主な活動状況  
平成19年6月26日就任後に開催された取締役会7回全てに出席し、議案等につき適宜意見、質問等を行っております。
- ②責任限定契約の内容の概要  
当社との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結しております。

### (4)取締役 山下 隆

- ①当事業年度における主な活動状況  
平成19年6月26日就任後に開催された取締役会7回のうち6回に出席し、議案等につき適宜意見、質問等を行っております。
- ②責任限定契約の内容の概要  
当社との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結しております。

### (5)監査役 平山 良明

- ①当事業年度における主な活動状況  
取締役会には9回開催中3回、監査役会には8回開催中4回出席し、適宜意思決定の適正性を確保するための意見、質問等を行っております。
- ②責任限定契約の内容の概要  
当社との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結しております。

### (6)監査役 武井 康年

- ①当事業年度における主な活動状況  
取締役会には9回開催中8回、監査役会には8回開催中7回出席し、適宜意思決定の適正性を確保するための意見、質問等を行っております。
- ②責任限定契約の内容の概要  
当社との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結しております。

## Ⅳ 会計監査人の状況

### 1.会計監査人の名称

あずさ監査法人

### 2.当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額	18百万円
当社および当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	37百万円

(注)当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

### 3.非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、ガス事業部門別収支計算規則に基づく証明書発行業務および財務報告に係る内部統制のアドバイザー業務を非

監査業務として委託しております。

### 4.会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得た上で、または監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会全員の合意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨およびその理由を報告いたします。

## Ⅴ 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制 その他業務の適正を確保するための体制

当社は、平成18年5月15日開催の取締役会において、会社法第362条第4項第6号ならびに会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める「株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備」について決議しております。本件決議内容につきましては、内容を適宜見直した上で修正決議を行っており、現在の決議内容は以下のとおりであります。

### 1.内部統制制度の構築に関する基本方針

当社グループの事業は、都市ガス、簡易ガスお

よびLPGのベストミックスによる安定的かつ安全なエネルギー供給を含む適正なサービスの提供を使命とする極めて公共性の高い社会的責任を有しているものと考えております。

この社会的使命を遂行し、お客さま、株主、投資家、従業員等のすべてのステークホルダーの信頼に応え、継続的な企業価値の向上を図るため、当社では、下記のような内部統制制度を構築しております。

取締役会は、取締役会およびその他の経営組織が内部統制において果たすべき役割と、現在構築

されている内部統制の内容を確認し、今後とも絶えざる見直しによって内部統制を含むコーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。

## 2.内部統制制度における各経営組織の役割

### (1)取締役会

取締役会は、内部統制の内容を決定し、業務執行を行う取締役による内部統制の執行状況を監督します。内部統制の内容については、絶えざる見直しが必要であり、担当取締役、監査部および監査役からの報告を踏まえながら、取締役会は内部統制の内容改善を必要に応じて決定します。

### (2)代表取締役

取締役会によって決定された内部統制を遂行し、その機能を維持する責任は、代表取締役をはじめとする業務執行を担当する取締役にあります。

代表取締役は、監査部、監査役その他の取締役ないし執行役員の意見を聴取した上で、内部統制組織の改善を取締役に提案します。

### (3)監査役会

監査役会は、取締役会による内部統制の内容決定および、代表取締役をはじめとする業務執行を担当する取締役による内部統制の維持・遂行を監査します。

監査役会は、監査部および会計監査人から内部統制の状況について報告を受け、改善が求められる内部統制上の欠陥について代表取締役または取締役会に報告します。

## 3.会社の経営組織の構造

### (1)執行役員制度

執行の迅速化および経営と執行との分離を図るため、平成16年4月より執行役員制度を導入しております。

### (2)取締役および執行役員の任期

取締役および執行役員の任期については、各事業年度の責任を明確にするため、1年としております。

### (3)取締役会の構成

取締役会は、意思決定過程の健全性、透明性を高めるため社外取締役4名を含む12名から構成されており、業務執行を行う取締役および執行役員で構成する経営会議で審議された事項の報告・説明を受け、意思決定を行っております。

### (4)監査役会の構成

監査役会は、監査の独立性を強化するため社外監査役2名を含む4名から構成されており、社長の直轄部門である監査部および会計監査人から定期的に報告を受け、必要に応じて協議を行い、業務執行の適法性を監査しております。

## 4.リスク管理および法令遵守のためのシステム

各種のリスクを管理し、使用人の職務執行の適法性を確保するため、以下のような体制を整備しております。

### (1)自然災害等に対する対応

ガス供給の安定性・安全性を阻害するような大規模な自然災害等によるリスクに対しては、予め規程化している「地震等防災対策要領」に従い、災害・事故発生時の緊急情報連絡体制・指揮命令体制等を整備しており、定期的な想定訓練を実施し、被害拡大の最小化を図っております。

### (2)記録の管理

取締役会その他の取締役の職務の執行に係る情報については、議事録、稟議書および契約書等を、その保存媒体に応じ規程等に則り、十分な注意をもって保存・管理いたします。

### (3)情報システムのセキュリティ確保

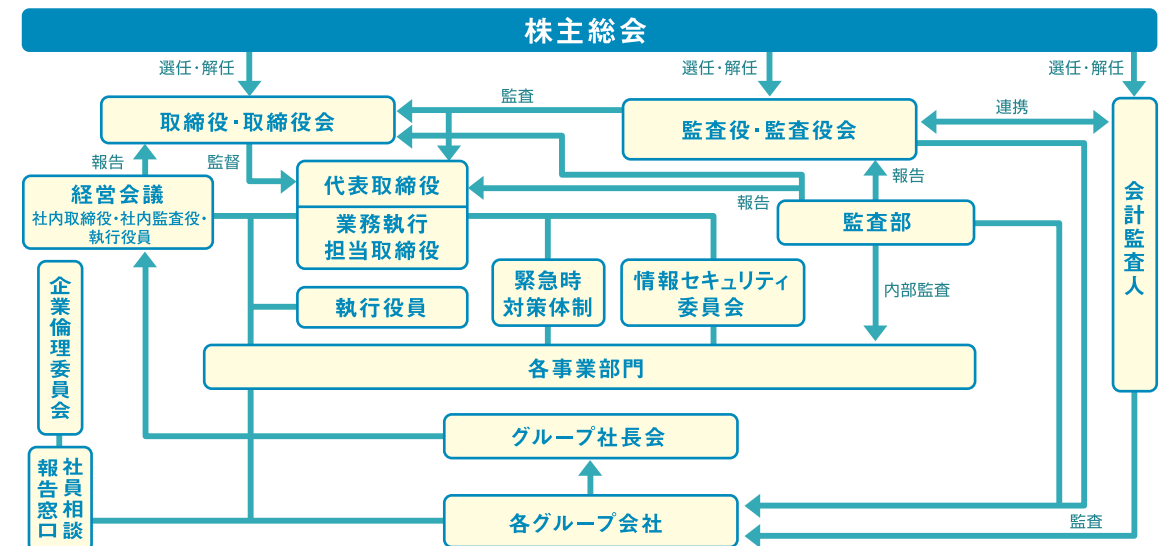
情報漏洩等によるリスクに対しては、「情報セキュリティポリシー」に従って、情報セキュリティ委員会を中心とした体制を構築し、個人情報の取り扱い

に関する社内啓蒙活動をはじめ、情報漏洩事故の発生防止に努めるとともに、発生時における情報開示等のあり方についても規程化し、機動的な対応を図っております。

### (4)コンプライアンス(法令遵守)体制

平成16年4月に「社員相談報告制度」を開設すると同時に、社長および2名の社外弁護士からなる「企業倫理委員会」を設置し、コンプライアンス施策の決定ならびに制度の運用状況の把握と是正策について協議しております。当社グループの社員は、企業倫理委員会の委員に相談・報告するためのアクセスを直接することができる体制を整えております。

なお、本制度発足に先立ち「広島ガスグループ社員行動指針」を作成し、全社員に小冊子化したものを配布し社員の意識の啓蒙に努めております。



## 【5】財務報告の適正確保

経理規程その他の社内規程を整備し、会計基準その他関連諸法令の遵守を徹底するとともに、当社グループを対象とする「財務報告に係る内部統制制度の方針」に基づき、体制の整備・改善に努めることにより、その適正を確保しております。

## 【6】企業グループの業務の適正確保

主要な連結対象会社の役員を親会社の役員が兼務することにより、各社の取締役会を通じて職

務の執行状況を直接把握するとともに、定期的開催されるグループ社長会からも主要な事項について報告を受けております。またグループ各社に対し、監査役および監査部による定期的な業務監査ならびに会計監査人による財務状況に関する監査を実施し、重要情報の報告を受け、これらの情報を通じて取締役会は、当社グループの経営方針の審議・策定を行っております。

## Ⅵ 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、平成19年6月26日開催の第153回定時株主総会において、有効期間を平成22年3月期の事業年度に関する定時株主総会終結時までとする「買収防衛策(停止条件付ライツ・プラン)」の導入を決議いたしました。その概要は、以下のとおりであります。

### 1. 株主の在り方に関する基本方針

当社は、株主に関する基本的在り方として、株主は市場での自由な取引によって決まるべきものであり、当社株式に対する公開買付についても、公開買付の実施、また同公開買付に応じるか否かの決定は、原則として株主の皆さまの自由な判断によるべきものと考えております。

他方で、当社の事業は、都市ガス等の安定的かつ安全な供給を実現するため、極めて公共性の高い社会的責任を有しており、お客さまによる当社

製品およびサービスの利用を獲得維持するためには、当社に対する信頼が不可欠となります。当社は、地域の皆さまからの信頼を得るために、長期的なガス需要を見越し、安定的かつ安全なガス供給を可能とする製造設備を備えるとともに、技術革新、機器開発、従業員の教育・訓練等に多大の投資を行っております。

また、当社事業の公共性等を考慮しますと、長期的視点での事業計画が必要であり、短期的利益を追い求めるような経営は許されないと考えます。特に都市ガスの安定的かつ安全な供給を目的とする当社の事業を継続するためには、人的・物的資源の維持、発展が不可欠であり、原料供給者、お客さま、従業員等のステークホルダーに対する配慮がない限り、当社の企業価値は損なわれることとなります。

そこで、当社は、当社の経営に対して重大な影

響を与えることとなる、株券等の保有割合を20%以上とすることを目的とした当社株券等の買取行為が行われようとする場合には、株主の皆さまに対する十分な情報提供を確保し、株主の皆さまの利益および当社グループ事業の公共性を踏まえ、買取行為の目的、内容を事前に検証する手続を定め、併せて買取者と取締役会とが交渉を行う機会を設け、当社の企業価値をより向上させる事業計画を提案する機会を設けることが適切であると考えます。

当社は、買取者が当社の定める手続を遵守しない場合、ならびに、当該買取行為が明らかに当社の株主全体の利益に反し、または当社の事業目的である都市ガス等の安定的かつ安全な供給を妨げるものである場合には、買取者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適切でないと判断し、後掲の措置をとることとします。

### 2. 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成 その他の基本方針の実現に資する特別な取り組み

当社は、「株主の在り方に関する基本方針」に示しました当社の事業の特性と高い公益性を前提としつつ、企業の効率性を高め、企業価値の向上に努め、株主の皆さまへの利益の還元を実現すべく、以下の施策を実行してまいります。

数度にわたるガス事業法の改正により、規制緩和による新規参入への道が開かれ、電気事業法等の改正もあって、エネルギー間での熾烈な競争が続いております。2005年2月の京都議定書の発

効以降、環境保護への認識は一層高まり、クリーンエネルギーとして、また石油代替燃料として、天然ガスへの関心は更に高まっております。こうした中、当社は、地域と共に発展してきた公益事業者としての原点に立ち返り、広島ガスグループの企業価値を継続的に向上させるための基盤づくり、新たなグループ経営体制の構築への取り組み方針を掲げた3カ年計画「創生2005」の改訂を行いました。原油価格の高騰継続という環境のなかでも、利益を確保できる経営基盤を確立し、その結果生み出された経営成果を株主の皆さまへ利益還元していく所存です。

当該計画の最終年度である2007年度における具体的な取り組みおよび株主の皆さまへの利益還元方針は下記のとおりであります。

### 2007年度の具体的な取り組み

#### 【1】エネルギー市場でのシェアを維持・向上する

- ① 経営基盤を支える家庭用需要の防衛・増大策を展開するため、広島ガスグループ全社員がお客さまとの接点機会を通じて、信頼関係の強化に向け地道な活動をいたします。
- ② 業務用・産業用分野では、天然ガスの環境優位性、省エネ・省コスト性を十分に活かした付加価値を提案し、天然ガスの普及促進に努めてまいります。
- ③ 国のエネルギー政策の柱の一つである天然ガス普及拡大のため、また、お客さまへの安定供給確保のため、インフラ整備(製造設備の増強・導管敷設)を計画的に進めてまいります。



## (2) 更なる経営効率化を推進し、収益性を高める

①今後もお客さまに都市ガス等を選択していただくために、競合エネルギーに対抗できる経営体力を構築し、グループを挙げての経営効率化により、コスト削減を達成いたします。

②経営効率化の成果を株主価値の増大、お客さまへの還元、従業員への配分に振り向けてまいります。

## (3) お客さま・地域社会の皆さまの信頼にお応えする

①常に視点をお客さまの側に置き、お客さまの声を聞き、迅速にサービスへ反映してまいります。

②保安の確保、安定供給のための設備の効果的な形成と効率的な運用を図り、公益事業者としてお客さまに「安定・安全・安心」を実感いただけるサービスを提供してまいります。

③燃料電池等、天然ガスの利用技術の蓄積を行い、地域での天然ガス普及に貢献いたします。

## 株主の皆さまへの利益還元方針

従来、当社は、株主の皆さまへの利益還元を経営上の重要な政策と位置付け、安定配当の継続を基本方針としてまいりました。今後も経営効率化や積極的な営業活動による成果を、将来を見据えた設備投資や研究開発、財務状態や利益水準等を総合的に勘案しつつ、株主の皆さまに還元していく所存です。

## 3. ライツ・プランの内容

上記1で示しました基本方針に照らして不適切な者によって買収行為が行われた場合、当社は以下に説明する買収防衛策(以下、「本ライツ・プラン」という)を実施します。

### (1) 本ライツ・プランの概要

本ライツ・プランは、単独または複数で株券等の保有割合を20%以上とすることを目的とした当社株券等の買収行為もしくは結果として単独または複数で株券等の保有割合が20%以上となるような当社株券等の買収行為を行い、またはこれらの提案(以下、総称して「買収行為」という)を行うおととする者(以下、「買収者」という)に対して適用されます。

本ライツ・プランは、当社のガス事業の安全性および安定性を確保し、当社の企業価値および株主共同の利益を確保、向上させるために、買収行為に先立ち、買収者および当社取締役会に対して、買収行為に関する必要かつ十分な情報提供を求めるとともに、当社の社外取締役および中立公正な委員によって構成される独立委員会がこれらの買収行為に関する情報を評価、検討し、あるいは買収者と当社取締役会との協議、代替案等の検討をするために必要な期間を確保することを目的とします。

買収者は、本ライツ・プランに定める遵守事項および独立委員会の要請に従い、買収行為に関する必要かつ十分な情報提供を行い、かつ独立委員会による合理的な協議検討のための期間が確保された場合には、当該期間経過後に買収行為を開始

することができます。

これに対し、当社取締役会は、買収者が本ライツ・プランに定める遵守事項または独立委員会の要請に違反し、または、買収者による買収行為が当社のガス事業の安全性もしくは安定性を明らかに害し、当社の企業価値および株主共同の利益を毀損すると認められる場合には、当該買収行為への対抗措置を講ずることができるものとします。

本ライツ・プランでは、当該買収行為への対抗措置として、当該買収者等による権利行使を認めない旨の行使条件を付した新株予約権(以下、「本新株予約権」という)を新株予約権無償割当ての方法により、全株主に割り当てます(以下、「本ライツ・プランの発動」という)。

なお、本ライツ・プランの発動または不発動の判断については、買収者が必要情報を提供せずに買収行為を開始する場合を除き、当社取締役会の恣意的判断を排除するために、独立委員会の判断を経なければならないものとします。

### (2) 本ライツ・プランの発動・不発動または廃止に関する手続き

#### ① 買収者による買収行為等に関する情報提供

買収者は、買収行為に先立ち、当社に対して、以下に定める情報、資料および書面(以下、総称して「必要情報等」という)を提供していただきます。独立委員会は、当初提出いただいた情報のみでは不十分であると判断した場合には、必要情報を追加的に提供するように求めることがあります。

(ア) 買収者およびそのグループの名称、本店所在地、資本構成、財務内容

(イ) 買収の目的、方法および内容(買収対価の種類および価額、買収の時期等)

(ウ) 買収の対価の算定根拠

(エ) 買収資金の調達方法

(オ) 買収後の当社グループの経営方針、資本政策、配当政策および事業計画

(カ) 買収後における当社の従業員、取引先、顧客その他当社の利害関係者の処遇

(キ) 本ライツ・プランに定める買収手続きを遵守する旨の誓約書

(ク) 秘密保持誓約書

(ケ) その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報および資料

#### ② 当社取締役会による情報提供等

独立委員会は、買収者から必要かつ十分な必要書類の提出がなされた後、当社取締役会に対して、買収提案に対する意見、当社取締役会による経営方針、資本政策、配当政策および事業計画、その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報その他の関連資料の提出を求めるものとします。独立委員会は、当社取締役会による当該資料等の提供が不十分である等と判断した場合には、当社取締役会に対して、追加情報の提供を求めることができます。

#### ③ 買収行為等の検討・評価および交渉期間の確保

当社は、買収者および当社取締役会が独立委員会に対して必要情報等の提供を完了した後、対価を現金のみとする公開買付けによる当社株券等の全ての買付けの場合には60日間を、その他の大規模買付け行為の場合には90日間を、

独立委員会における検討、評価、交渉、意見形成および代替案立案のための期間（以下、「検討期間」という）として確保されるべきものと考えております。

独立委員会は、検討期間中、適宜必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、提供された必要情報を十分に検討・評価し、独立委員会としての意見を慎重に取りまとめ、本ライツ・プランの発動または不発動を当社取締役会に対して勧告します。なお、独立委員会は、必要に応じて、買収者および当社取締役会に対して協議を行うよう要請し、または当社の重要な取引先および従業員に対して、買収者および当社取締役会が提示する事業計画等についての意見を求めることがあります。さらに、独立委員会は、必要に応じて、買収者または当社取締役会と協議を行い、買収者および当社取締役会に対して、提示した買収提案、事業計画等の変更または代替案の提示を求めることがあります。

独立委員会が、検討期間内に本ライツ・プランの発動または不発動の判断を行うに至らない場合には、合理的な範囲で検討期間を延長することができます。

#### ④本ライツ・プランの発動・不発動または廃止に関する判断手続および判断基準

##### (ア) 独立委員会による勧告

##### (a) 買収者が本ライツ・プランに定める遵守事項を遵守した場合

買収者が独立委員会の要請に従って、買収行為に関する必要かつ十分な情報提供を行い、独立委員会による協議検討のための期間が

確保された場合には、独立委員会は、本ライツ・プランの発動を勧告せず、上記検討期間経過後は、買収者は買収行為を開始することができます。但し、買収者が本ライツ・プランに定める遵守事項を遵守した場合であっても、買収提案の内容から、下記(イ)(a)から(e)のいずれかの類型に該当し株主共同の利益または安全かつ安定的なガス供給に重大な悪影響を及ぼすことが合理的に推測される場合には、独立委員会は、当社取締役会に対し、本ライツ・プランの発動を勧告します。

##### (b) 買収者が本ライツ・プランに定める遵守事項を遵守しなかった場合

独立委員会は、買収者から提出を受けた必要情報等を総合的に考慮した上で、以下のいずれかに該当すると判断した場合には、当社取締役会に対して、本ライツ・プランの発動を勧告します。

(i) 買収者が、独立委員会の定める合理的期間内に、独立委員会の要請する必要情報の提供を行わない場合

(ii) 買収者が、独立委員会の要請する当社取締役会等との協議・交渉に応じない場合

(iii) 買収者が、独立委員会の要請する買収提案、買収後の事業計画または代替案等の提示に応じない場合

(iv) その他、買収者が本ライツ・プランに定める遵守事項または独立委員会の要請を遵守しない場合

##### (c) 当社取締役会が本ライツ・プランに定める遵守事項を遵守しなかった場合

独立委員会は、以下のいずれかに該当すると判断した場合には、当社取締役会に対して、本ライツ・プランの不発動を勧告します。

(i) 当社取締役会が、独立委員会の定める合理的期間内に、独立委員会の要請する資料等の提供を行わない場合

(ii) 当社取締役会が、独立委員会の要請する買収者等との協議・交渉に応じない場合

(iii) 当社取締役会が、独立委員会の要請する事業計画または代替案等の提示に応じない場合

##### (イ) 取締役会決議

当社取締役会は、独立委員会による上記(ア)の勧告を最大限尊重し、本ライツ・プランの発動または不発動の決議を行います（但し、買収者が必要情報の提出をせずに買収行為を開始した場合には、取締役会の判断で本ライツ・プランの発動を決議することがあります）。当社取締役会は、独立委員会から本ライツ・プランの発動の勧告を受けた場合であっても、買収者から提出を受けた必要情報等を総合的に考慮し、買収者またはその買収提案が下記のいずれにも該当しないと判断したときは、本ライツ・プランを発動しないものとします。また、当社取締役会は、独立委員会から、本ライツ・プランの不発動の勧告を受けた場合には、本ライツ・プラン

を発動することはできないものとします。

(a) 買収の目的や買収後の経営方針等に鑑み、以下の行為によって当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある場合

(i) 株式を買い占め、その株式について当社に対して高値で買取りを要求する行為

(ii) 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲の下に買収者等の利益を実現する経営を行うような行為

(iii) 当社の資産を買収者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為

(iv) 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関与していない資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、もしくは一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為

(b) 強圧的な二段階買収（最初の買収で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買収条件を最初の買収よりも株主に不利に設定し、あるいは二段階目の買収条件を明確にしないう、公開買付け等の株式買収を行うことをいう）等、当社株主に対し、その保有する株式の売却を事実上強要するおそれのある場合

(c) 買収価格その他の買収条件が当社の企業価値に照らし著しく不相当である場合

(d) 買取者が大規模ガス供給事業の経験または当該事業の公共性に関する理解が十分でなく、それを補完するための第三者の支援、援助を受けないまま行われることが客観的に明らかである場合

(e) 買取後の経営方針および事業計画が不合理または妥当でないことが客観的に明らかである場合

### (3) 本新株予約権の概要

新株予約権無償割当ての方法により割当てをする予定の本新株予約権の主な条件等は、以下のとおりです。

#### ①割当対象株主

新株予約権無償割当てを決定する取締役会の決議(以下、「新株予約権無償割当て決議」という)において当社取締役会が割当期日として定める日(以下、「割当期日」という)における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主に対し、その保有株式1株につき1個の割合で本新株予約権を無償で割り当てます。

#### ②新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は2株を上限とします。

#### ③新株予約権の行使に際して出資される財産およびその価額

新株予約権1個当たり2円を上限とします。

#### ④新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには当社取締役会の承認を要するものとします。

#### ⑤行使期間

新株予約権無償割当て決議において、当社取締役会が定める日を初日とし、1カ月を越えない範囲で当社取締役会が定める期間とします。

#### ⑥行使条件

買取者および当社が別に定める買取者と密接な関係を有する株主は、原則として本新株予約権を行使することができません。

#### ⑦取得条件等

(ア) 当社は、新株予約権無償割当て決議において定める日(以下、「取得日」という)が到来したときに、新株予約権を取得することができるものとします。この場合、当社は、新株予約権の取得と引き換えに、新株予約権1個につき、当社普通株式2株を上限として交付します。

(イ) 上記(ア)の他、当社は、新株予約権無償割当て決議において、新株予約権の取得に関する条件および手続き等を定めるものとします。

### (4) 本ライツ・プランの発動の中止等

当社取締役会は、本ライツ・プランの発動を決議した場合であっても、以下の場合においては、独立

委員会の意見または勧告を尊重した上で、本新株予約権の割当期日までの間は新株予約権の発行の中止を、本新株予約権の割当期日以降、行使期間開始日までの間は無償取得の方法による新株予約権の消却を含む新たな措置を行うことを決定することができるものとします。

①買取者から合理的かつ妥当な買取提案がなされたと自ら判断し、または独立委員会からかかる勧告がなされた場合

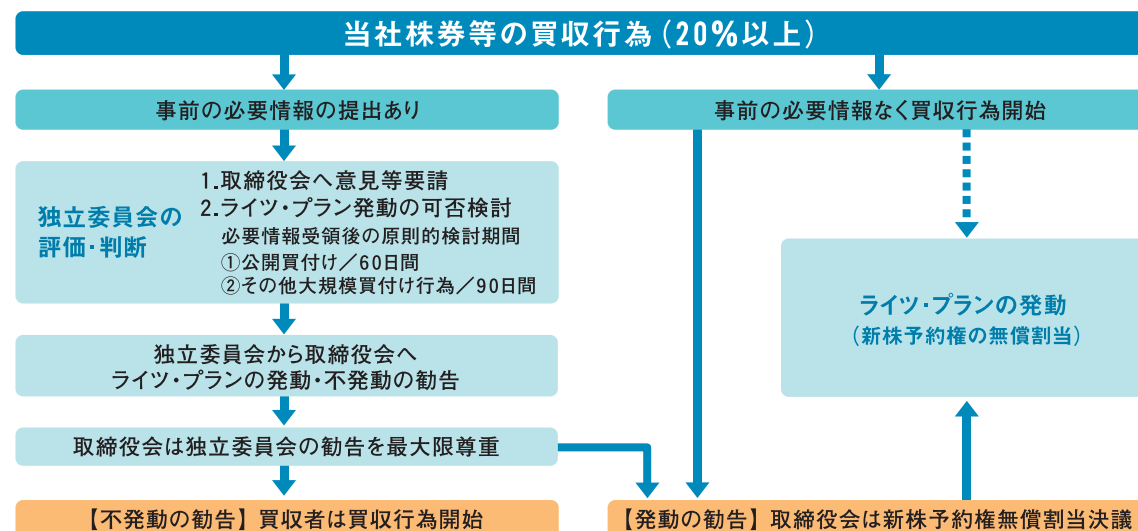
②当社取締役会が買取者との間で本ライツ・プランを発動しない旨の合意または本ライツ・プランの発動による対抗措置を中止する旨の合意に至った場合

③買取者が買付行為の撤回をした場合、その他買付行為が存在しなくなった場合

④本ライツ・プランの発動決定の前提となった事実関係に変動が生じ、買取者による買付行為が当該発動の条件を満たさなくなった場合もしくは当該発動の条件を満たしていても、新株予約権を発行または行使させることが相当でないと当社取締役会が判断するに至った場合

### (5) 本ライツ・プランの有効期間、廃止

本ライツ・プランの有効期間は、平成22年3月期の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとします。但し、本ライツ・プランの有効期間中であっても、当社株主総会または当社取締役会において、本ライツ・プランを廃止する旨の決議を行った場合には、その時点で本ライツ・プランは廃止されるものとします。



#### 4.本ライツ・プランが基本方針に沿い、 当社の企業価値ひいては株主共同の利益に 合致し、当社の会社役員の地位の維持を 目的とするものでないことについて

当社取締役会は、本ライツ・プランは、以下の理由により上記1の基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものとはならないと考えております。

##### (1) 株主の総体的意思を反映するものであること

当社の取締役は、その任期が1年であり、株主総会において取締役候補者を選任するか否かについて株主の皆さまの判断を経ることを通じて、本ライツ・プランに対する株主の皆さまの意思を確認させていただきます。また、本ライツ・プランは、その有効期間の満了前であっても、株主総会において本ライツ・プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本ライツ・プランはその時点で廃止されることとなりますので、本ライツ・プランの継続または廃止の判断が株主の皆さまに委ねられているという意味において、株主の皆さまの意思が反映される仕組みとなっております。

##### (2) 取締役会の恣意的判断の排除

当社は、本ライツ・プランの導入にあたり、取締役会の恣意的判断を排除し、当社の企業価値および株主の皆さまの共同利益を向上、確保するために、独立委員会を設置しております。

独立委員会の構成員(以下、「独立委員」という)は、厳格な基準の下で選任され、また独立委員を解任するには当社取締役会において出席取締役の3分の2以上の賛成によらなければなりませんので、当社取締役会の恣意的な判断を遮断する高度な独立性、公平性が確保されております。また、独立委員会は、買収者が出現した場合、当社の費用負担において、必要に応じていつでも投資銀行、証券会社、公認会計士、弁護士等の外部専門家の助言を受けることができますので、独立委員会の実質的な判断の独立性、公平性および客観性も担保されております。

そして、当社取締役会は、本ライツ・プランの発動の決定に先立ち、独立委員会の勧告を経る必要があります。また独立委員会が本ライツ・プランの不発動の勧告をした場合であっても、当社取締役会にかかる独立委員会の勧告を最大限尊重しなければなりませんので、これにより、当社取締役会による恣意的判断が排除されることとなります。

##### (3) 合理的な客観的要件の設定

当社取締役会は、上記3(2)記載のとおり、合理的かつ客観的な要件が充足されなければ、本ライツ・プランを発動させることができませんので、当社取締役会の恣意的な判断に基づく本ライツ・プランの発動を防止するための措置が講じられているものといえます。

#### (4) 本ライツ・プランの導入、発動による 株主・投資者の皆さまへの影響が 不適切な者による会社の支配を妨げるために 必要最小限の範囲にとどまること

①本ライツ・プラン導入時に株主・投資者の皆さまに与える影響

本ライツ・プランの導入時点においては、本新株予約権の発行自体は行われませんので、株主の権利・利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

②本ライツ・プラン発動時に株主・投資者の皆さまに与える影響

本ライツ・プランでは、新株予約権無償割当ての方法により、割当期日における株主に対し、その保有株式1株につき1個の割合で本新株予約権が割り当てられます。そして、当社が本新株予約権の取得の手続きを取ることに伴い、買収者以外の株主の皆さまは、本新株予約権の行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による本新株予約権の取得の対価として当社の株式を受領するため、不利益は発生しません。ただし、割当期日において名義書換未了の株主の皆さま(証券保管振替機構に対する預託を行っている株券の株主を除きます)、および当社が本新株予約権を取得する日までに、一定の買収者でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面をご提出しない株主の皆さま(当社がかかる誓約書の提出を求めた場合に限り)に関しましては、他の株主の皆さまが当該新株予約権の無償割当てを受け、本新株予約権と引き換え

に当社株式を受領することに比して、結果的に、その法的権利または経済的側面において不利益が発生する可能性があります。

なお、当社が、本ライツ・プランの発動の中止または割り当てた本新株予約権の無償取得を行う場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、当社株式の価値の希釈化が生じることを前提に当社株券等の売買を行った株主または投資者の皆さまは、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

※本ライツ・プランの全文は、インターネット上の当社ウェブサイト([http://www.hiroshimagas.co.jp/com/w\\_new/new07\\_5/plan.htm](http://www.hiroshimagas.co.jp/com/w_new/new07_5/plan.htm))に掲載しております。

(注) 本事業報告中に記載の金額、株式数および出資比率は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。また、営業成績等における前期比等は表示桁未満の端数を四捨五入して表示しております。

以上

貸借対照表 (平成20年3月31日現在)

(単位:百万円)

資産の部		負債の部	
固定資産	65,788	固定負債	37,520
有形固定資産	53,851	社債	14,000
製造設備	21,052	長期借入金	19,647
供給設備	27,923	退職給付引当金	3,288
業務設備	3,597	ガスホルダー修繕引当金	424
附帯事業設備	748	保安対策引当金	75
建設仮勘定	528	その他固定負債	84
無形固定資産	2,260	流動負債	26,548
ソフトウェア	2,243	1年以内に期限到来の固定負債	7,337
その他無形固定資産	17	買掛金	2,146
投資その他の資産	9,675	短期借入金	2,000
投資有価証券	4,962	未払金	212
関係会社投資	884	未払費用	1,891
社内長期貸付金	12	未払法人税等	440
関係会社長期貸付金	2,153	繰延税金負債	1,932
長期前払費用	158	前受金	142
繰延税金資産	739	預り金	1,711
その他投資	819	関係会社買掛金	956
貸倒引当金	△ 54	関係会社短期借入金	1,683
流動資産	23,093	関係会社短期債務	945
現金及び預金	2,921	コマーシャル・ペーパー	5,000
受取手形	41	その他流動負債	147
売掛金	4,111	負債合計	64,068
関係会社売掛金	273	純資産の部	
未収入金	672	株主資本	18,962
製品	33	資本金	3,291
原材料	5,643	資本剰余金	988
貯蔵品	165	資本準備金	871
前払金	505	その他資本剰余金	116
前払費用	29	利益剰余金	15,627
関係会社短期債権	1,299	利益準備金	729
デリバティブ債権	7,112	その他利益剰余金	14,897
その他流動資産	455	別途積立金	12,010
貸倒引当金	△ 171	繰越利益剰余金	2,887
資産合計	88,881	自己株式	△ 945
		評価・換算差額等	5,850
		その他有価証券評価差額金	1,403
		繰延ヘッジ損益	4,447
		純資産合計	24,812
		負債純資産合計	88,881

損益計算書 (平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)

(単位:百万円)

費用		収益	
売上原価	30,418	製品売上	48,743
期首たな卸高	30	ガス売上	48,743
当期製品製造原価	31,153		
当期製品自家使用高	732		
期末たな卸高	33		
(売上総利益)	( 18,325 )		
供給販売費	14,915		
一般管理費	3,345		
(事業利益)	( 63 )		
営業雑費用	4,579	営業雑収益	4,822
受注工事費用	1,429	受注工事収益	1,586
器具販売費用	3,150	器具販売収益	3,224
		その他営業雑収益	11
附帯事業費用	723	附帯事業収益	875
(営業利益)	( 458 )		
営業外費用	828	営業外収益	1,590
支払利息	425	受取利息	57
社債利息	321	有価証券利息	3
雑支出	81	受取配当金	180
		貸付料	476
(経常利益)	( 1,219 )	熱量変更支援収入	577
特別損失	205	雑収入	295
投資有価証券評価損	205	特別利益	77
		固定資産売却益	2
(税引前当期純利益)	( 1,091 )	投資有価証券売却益	75
法人税等	120		
法人税等調整額	337		
当期純利益	633		
合計	56,109	合計	56,109

株主資本等変動計算書 (平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)

(単位:百万円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金	利益剰余金合計			
					別途積立金	繰越利益剰余金				
前期末残高	3,291	871	118	990	729	12,010	2,550	15,290	△ 821	18,751
当期変動額										
剰余金の配当							△ 296	△ 296		△ 296
当期純利益							633	633		633
自己株式の取得									△ 163	△ 163
自己株式の処分			△ 1	△ 1					39	37
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)										
当期変動額合計	—	—	△ 1	△ 1	—	—	336	336	△ 124	210
当期末残高	3,291	871	116	988	729	12,010	2,887	15,627	△ 945	18,962

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
前期末残高	2,311	5,891	8,203	26,955
当期変動額				
剰余金の配当				△ 296
当期純利益				633
自己株式の取得				△ 163
自己株式の処分				37
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 908	△ 1,444	△ 2,352	△ 2,352
当期変動額合計	△ 908	△ 1,444	△ 2,352	△ 2,142
当期末残高	1,403	4,447	5,850	24,812

個別注記表 (平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)

1.重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1)資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

子会社株式及び関連会社株式

……移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のあるもの

……決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のないもの

……移動平均法による原価法

②デリバティブ

時価法

③たな卸資産

製品、原料、貯蔵品

……移動平均法による原価法

(2)固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法によっております。ただし、廿日市工場の建物(建物附属設備を除く)及び平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに船舶については、定額法によっております。

また、取得価額10万円以上20万円未満の減価償却資産については、一括償却資産として3年間で均等償却する方法によっております。(会計方針の変更)

法人税法の改正( (所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号) 及び(法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号))に伴い、平成19年4月1日以降に取得したものについては、改正後の法人税法に基づく方法に変更してあります。

この結果、従来の方法によった場合に比べて、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ55百万円減少してあります。

②無形固定資産

定額法によっております。なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3)引当金の計上基準

①貸倒引当金

諸債権に対する貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上してあります。

②退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上してあります。

過去勤務債務については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を費用減額処理してあります。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日より費用処理してあります。

③ガスホルダー修繕引当金

球形ガスホルダー等の周期的な修繕に要する費用の支出に備えるため、次回の修繕見積額を次回修繕までの期間に配分して計上してあります。

④保安対策引当金

安全なガス消費機器への取替促進等、消費者の安全確保に要する費用の支出に備えるため、当事業年度末における費用の見積額を計上してあります。

(4)その他貸借対照表等の作成のための基本となる重要な事項

①リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に転移すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引につ

## 個別注記表 (平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)

いては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

### ②ヘッジ会計の方法

#### (i)ヘッジ会計の手法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

#### (ii)ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)	(ヘッジ対象)
原油価格に関するスワップ	原料購入代金
為替予約	外貨建金銭債務(LNG船取得代金及び原料購入代金)
金利スワップ	借入金

#### (iii)ヘッジ方針

リスクに関する内部規程に基づき、原油価格変動リスク、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしております。なお、実需に関係のないデリバティブ取引は行っておりません。

#### (iv)ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象の対応関係を確認することにより行っております。ただし、振当処理の要件を満たしている為替予約及び特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

### ③消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## 2.貸借対照表に関する注記

### (1)資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額  
130,613 百万円

無形固定資産の減価償却累計額

746 百万円

### (2)保証債務

下記の会社の金融機関からの借入金に対して、次のとおり債務保証を行っております。  
MAPLE LNG TRANSPORT INC.

4,865 百万円  
瀬戸内パイプライン(株) 2,800 百万円  
水島エルエヌジー販売(株) 98 百万円  
計 7,763 百万円

## 3.損益計算書に関する注記

### 関係会社との取引高

営業取引による取引高  
売上高 1,047 百万円  
仕入高 8,150 百万円  
営業取引以外の取引による取引高 3,831 百万円

## 4.株主資本等変動計算書に関する注記

### 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 3,209,206 株

(注) 上記自己株式数には、野村信託銀行(株)(自社株投資会専用信託口)(以下「信託口」といいます。)が所有する当社株式 626,000株を含めております。これは、平成19年8月20日付で実施した信託口への自己株式 750,000株の譲渡について、会計処理上、当社と信託口が一体のものであると認識し、当事業年度末に信託口が所有する当社株式を自己株式として計上しているためであります。

## 5.税効果会計に関する注記

### (1)繰延税金資産の発生の主な原因

退職給付引当金 1,188 百万円  
その他 1,340 百万円  
繰延税金資産小計 2,529 百万円  
評価性引当額 △ 357 百万円  
繰延税金資産合計 2,171 百万円

### (2)繰延税金負債の発生の主な原因

繰延ヘッジ利益 △ 2,571 百万円  
その他有価証券評価差額金 △ 793 百万円  
繰延税金負債合計 △ 3,364 百万円  
繰延税金負債の純額 △ 1,193 百万円

## 6.リースにより使用する重要な固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、機械装置及び工具器具備品等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

### (1)当事業年度の末日における取得原価相当額

1,608 百万円

### (2)当事業年度の末日における減価償却累計額相当額

689 百万円

### (3)当事業年度の末日における未経過リース料相当額

919 百万円

## 7.関連当事者との取引に関する注記

### 子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	広島ガスプロパン(株)	所有 直接 100	土地建物等の賃貸 役員の兼務	土地建物の賃貸(注1)	223	-	-
子会社	広島ガス開発(株)	所有 直接 65.95 間接 34.05	導管工事等の発注 受注工事の発注 役員の兼務	導管工事等の発注(注2) 受注工事の発注(注2)	2,834 1,234	関係会社短期債務	515
子会社	広島ガスリビング(株)	所有 直接 40 間接 60	器具の仕入等 役員の兼務	器具の仕入(注3)	2,912	関係会社買掛金 関係会社短期債務	926 4
子会社	瀬戸内パイプライン(株)	所有 直接 67	託送供給の委託 資金の貸付 債務保証 役員の兼務	- 利息の受取(注4) 債務保証(注5)	- 36 2,800	関係会社長期貸付金	1,803
関連会社	MAPLE LNG TRANSPORT INC.	所有 直接 50	資金の貸付 債務保証	短期資金の貸付(注4) 利息の受取(注4) 債務保証(注5)	2,988 5 4,865	- - -	- - -

### 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 土地建物の賃貸料は、相場に基づき決定しております。

(注2) 導管工事等及び受注工事の発注については、当社の算定した対価に基づき交渉の上決定しております。

(注3) 器具の仕入については、市場価格により購入しております。

(注4) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(注5) 金融機関からの借入金に対する債務保証を行っております。

(注6) 表示金額のうち、関係会社短期債務及び関係会社買掛金の期末残高には消費税等が含まれており、その他には消費税等は含まれておりません。

## 8.1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 422円9銭  
1株当たり当期純利益 10円68銭

## 9.その他の注記

### (1)退職給付に関する注記

当事業年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務 △ 9,945 百万円  
年金資産 6,505 百万円  
未積立退職給付債務 △ 3,439 百万円  
未認識過去勤務債務 △ 475 百万円  
未認識数理計算上の差異 627 百万円  
退職給付引当金 △ 3,288 百万円

(2)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表 (平成20年3月31日現在)

(単位:百万円)

資産の部		負債の部	
固定資産	77,937	固定負債	43,455
有形固定資産	65,476	社債	14,000
製造設備	21,905	長期借入金	24,694
供給設備	32,223	退職給付引当金	3,827
業務設備	3,569	役員退職慰労引当金	263
その他の事業設備	7,232	ガスホルダー修繕引当金	424
建設仮勘定	545	保安対策引当金	75
無形固定資産	2,336	その他の固定負債	169
投資その他の資産	10,123	流動負債	33,793
投資有価証券	7,111	1年以内に期限到来の固定負債	7,367
長期貸付金	37	支払手形及び買掛金	11,261
繰延税金資産	1,497	短期借入金	2,040
その他の投資	1,662	未払法人税等	709
貸倒引当金	△ 184	繰延税金負債	1,679
流動資産	35,642	預り金	1,779
現金及び預金	5,548	コマーシャル・ペーパー	5,000
受取手形及び売掛金	12,080	その他の流動負債	3,956
たな卸資産	7,071	負債合計	77,249
デリバティブ債権	7,112	純資産の部	
その他の流動資産	4,133	株主資本	28,970
貸倒引当金	△ 303	資本金	3,291
		資本剰余金	988
		利益剰余金	25,635
		自己株式	△ 945
		評価・換算差額等	5,929
		その他有価証券評価差額金	1,482
		繰延ヘッジ損益	4,447
		少数株主持分	1,431
		純資産合計	36,330
資産合計	113,579	負債純資産合計	113,579

連結損益計算書 (平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)

(単位:百万円)

費用		収益	
売上原価	63,456	売上高	87,765
(売上総利益)	( 24,309)		
供給販売費	17,996		
一般管理費	4,747		
(営業利益)	( 1,565)		
営業外費用	941	営業外収益	1,340
支払利息	828	受取利息	13
雑支出	113	受取配当金	112
		賃貸料	175
		持分法による投資利益	60
		熱量変更支援収入	577
		雑収入	401
(経常利益)	( 1,964)		
特別損失	319	特別利益	77
減損損失	13	固定資産売却益	2
投資有価証券評価損	209	投資有価証券売却益	75
役員退職慰労引当金引当額	96		
(税金等調整前当期純利益)	( 1,723)		
法人税、住民税及び事業税	531		
法人税等調整額	313		
少数株主利益	0		
当期純利益	876		
合計	89,183	合計	89,183



連結株主資本等変動計算書 (平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)

(単位:百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
前期末残高	3,291	990	25,068	△ 821	28,530
当期変動額					
剰余金の配当			△ 296		△ 296
当期純利益			876		876
自己株式の取得				△ 163	△ 163
自己株式の処分		△ 1		39	37
その他			△ 13		△ 13
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	△ 1	566	△ 124	439
当期末残高	3,291	988	25,635	△ 945	28,970

	評価・換算差額等			少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計		
前期末残高	2,500	5,891	8,392	1,045	37,967
当期変動額					
剰余金の配当					△ 296
当期純利益					876
自己株式の取得					△ 163
自己株式の処分					37
その他					△ 13
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△ 1,018	△ 1,444	△ 2,462	386	△ 2,076
当期変動額合計	△ 1,018	△ 1,444	△ 2,462	386	△ 1,636
当期末残高	1,482	4,447	5,929	1,431	36,330

連結注記表 (平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数 18社

連結子会社の名称

広島ガスプロパン(株)、広島ガス開発(株)、広島ガスサービス(株)、広島ガスリビング(株)、広島ガスメイト(株)、広島ガステクノ(株)、瀬戸内パイプライン(株)、(株)ラネット、(株)ピースマイル、広島ガス西部ショップ(株)、広島ガスエナジー(株)、広島ガス佐伯宮島販売(株)、広島ガスプロパン工業(株)、広島ガス可部販売(株)、広島ガスエネルギー(株)、広島ガス東中国(株)、広島ガス西部販売(株)、広島ガス西条販売(株)  
 なお、連結子会社である広島ガス東中国(株)と広島ガス府中芦品販売(株)は、平成19年1月1日付で広島ガス東中国(株)を存続会社として合併しております。

また、持分法適用非連結子会社であった広島ガス西部販売(株)及び広島ガス西条販売(株)については、重要性が増したため、連結子会社に含めております。

さらに、連結子会社である広島ガス佐伯宮島販売(株)及び広島ガス西部販売(株)は、平成20年1月1日付で合併し、広島ガス西中国(株)となっており、平成20年3月31日時点では連結子会社の数は17社となっております。

② 主要な非連結子会社の名称及び連結の範囲から除いた理由

主要な非連結子会社の名称

広島ガス竹原販売(株)、(株)ガスショップ尾道

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模であり、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等のそれぞれの合計額は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社の数及び主要な非連結子会社の名称

持分法を適用した非連結子会社の数 6社

主要な非連結子会社の名称

広島ガス竹原販売(株)、(株)ガスショップ尾道

② 持分法を適用した関連会社の数及び主要な関係会社の名称

持分法を適用した関連会社の数 4社

主要な関連会社の名称

広島ガス北部販売(株)、広島ガス東部(株)

③ 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社等の名称及び持分法を適用しない理由

主要な会社等の名称

(有)広島エルピージー配送センター、東部エルピージーセンター(株)

持分法を適用しない理由

持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社は、それぞれ当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないためであります。

④ 持分法の適用の手続について特に記載すべき事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の直近の事業年度に係る計算書類を使用しております。

⑤ 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社

(会社名) (決算日)

広島ガス可部販売(株) 12月31日

広島ガスエナジー(株) 12月31日

広島ガス東中国(株) 12月31日

広島ガス佐伯宮島販売(株) 12月31日

広島ガスエネルギー(株) 12月31日

広島ガス西部販売(株) 12月31日

広島ガス西条販売(株) 12月31日

広島ガスプロパン工業(株) 2月29日

連結計算書類の作成にあたっては、連結子会社の決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

なお、広島ガス佐伯宮島販売(株)及び広島ガス西部販売(株)は、平成20年1月1日付で合併し、広島ガス西中国(株)となっております。

(3) 会計処理基準に関する事項

① 資産の評価基準及び評価方法

(i) 有価証券

その他有価証券

市場価格のあるもの

…決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のないもの

…移動平均法による原価法

(ii) デリバティブ

時価法

(iii) たな卸資産

移動平均法による原価法

② 固定資産の減価償却の方法

(i) 有形固定資産

定率法によっております。ただし、廿日市工場の建物(建物附属設備を除く)、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)、船舶及び一部の連結子会社の資産については、定額法によっております。

また、取得価額10万円以上20万円未満の減価償却資産については、一括償却資産として3年間で均等償却する方法によっております。

(会計方針の変更)

法人税法の改正((所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号)及び(法人税法施行令の一部を改正す

る政令 平成19年3月30日 政令第83号))に伴い、平成19年4月1日以降に取得したのものについては、改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。

この結果、従来の方法によった場合に比べて、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、それぞれ58百万円減少しております。

(ii) 無形固定資産

定額法によっております。なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

③ 引当金の計上基準

(i) 貸倒引当金

諸債権に対する貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(ii) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

過去勤務債務については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を費用減額処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度より費用処理しております。

(iii) 役員退職慰労引当金

一部の連結子会社は、役員退職により支給する退職慰労金に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(会計方針の変更)

新規連結子会社を含む一部の連結子会社の役員退職慰労金は、従来、支給時の費用として処理する方法によっておりましたが、当連結会計年度より内規に基づく期末要支給額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更しております。

この変更は、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号 平成19年4月13日)が公表されたことを契機に、将来の支給時における一時的な費用負担を回避し、役員の在任期間にわたり合理的に費用を期間配分することにより、期間損益計算の適正化及び財務内容の健全化を図るために行ったものであります。

この変更により、従来の方法によった場合と比べて、営業利益及び経常利益は20百万円、税金等調整前当期純利益は116百万円それぞれ減少しております。

なお、前連結会計年度は役員退職慰労引当金の一部である122百万円を「その他の固定負債」に含めて表示しております。

(iv) ガスホルダー修繕引当金

球形ガスホルダー等の周期的な修繕に要する費用の支出に備えるため、次回の修繕見積額を次回修繕までの期間に配分して計上しております。

(v) 保安対策引当金

安全なガス消費機器への取替促進等、消費者の安全確保に要する費用の支出に備えるため、当連結会計年度末における費用の見積額を計上しております。

④ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(i) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(ii) ヘッジ会計の方法

(イ) ヘッジ会計の手法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

(ロ) ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)	(ヘッジ対象)
原油価格に関するスワップ	原料購入代金
為替予約	外貨建金銭債務 (LNG船取得代金 及び原料購入代金)
金利スワップ	借入金

(ハ) ヘッジ方針

リスクに関する内部規程に基づき、原油価格変動リスク、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしております。なお、実需に係のないデリバティブ取引は行っておりません。

(ニ) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象の対応関係を確認することにより行っております。ただし、振当処理の要件を満たしている為替予約及び特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(iii) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

- (4) 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項  
 全面時価評価法によっております。
- (5) のれん及び負ののれんの償却に関する事項  
 のれん及び負ののれんは、10年間で均等償却することとしております。  
 ただし、のれん及び負ののれんの金額に重要性が乏しい場合には、当該勘定が生じた年度の損益として処理しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額  
 135,926 百万円
- (2) 保証債務  
 下記の会社の金融機関からの借入金に対して、次のとおり債務保証を行っております。  
 MAPLE LNG TRANSPORT INC.  
 4,865 百万円  
 水島エルエヌジー販売(株) 98 百万円  
 計 4,963 百万円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数  
 普通株式 61,995,590 株
- (2) 配当に関する事項  
 ① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年5月14日取締役会	普通株式	148	2.50	平成19年3月31日	平成19年6月8日
平成19年11月8日取締役会	普通株式	148	2.50	平成19年9月30日	平成19年12月3日
計		296			

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年5月13日取締役会	普通株式	利益剰余金	146	2.50	平成20年3月31日	平成20年6月6日

- (注) 平成19年11月8日取締役会決議及び平成20年5月13日取締役会決議の配当金の総額には、野村信託銀行(株)(自社株投資会専用信託口)(以下「信託口」といいます。)に対する配当金1百万円を含めておりません。これは、平成19年8月20日付で実施した信託口への自己株式の譲渡について、会計処理上、当社と信託口が一体のものであると認識し、信託口が所有する当社株式を自己株式として計上しているためであります。

4. 1株当たり情報に関する注記

- 1株当たり純資産額 593円67銭  
 1株当たり当期純利益 14円77銭

5. その他の注記

- (1) 退職給付に関する注記  
 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。  
 退職給付債務 △ 11,432 百万円  
 年金資産 7,453 百万円  
 未積立退職給付債務 △ 3,979 百万円  
 未認識過去勤務債務 △ 475 百万円  
 未認識数理計算上の差異 627 百万円  
 退職給付引当金 △ 3,827 百万円
- (2) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

平成20年5月8日

広島ガス株式会社  
 取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 業務執行社員 公認会計士 濱田 芳弘 ㊞  
 指定社員 業務執行社員 公認会計士 小松原 浩平 ㊞  
 指定社員 業務執行社員 公認会計士 宮本 敬久 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、広島ガス株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第154期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 独立監査人の監査報告書

平成20年5月8日

広島ガス株式会社  
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 濱田 芳弘 ㊞  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 小松原 浩平 ㊞  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 宮本 敬久 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、広島ガス株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、広島ガス株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

連結注記表の会計方針の変更に記載されているとおり、新規連結子会社を含む一部の連結子会社の役員退職慰労金は、当連結会計年度より内規に基づく期末要支給額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査報告書

当監査役会は、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第154期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)の状況を監視及び検証いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第1号の基本方針及び第2号の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第159条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第2号の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成20年5月12日

広島ガス株式会社 監査役会

常勤監査役 神田 正和 ㊞

常勤監査役 桂 秀 昭 ㊞

社外監査役 平山 良明 ㊞

社外監査役 武井 康年 ㊞

以上

## 株主メモ

事業年度 毎年4月1日から翌年3月31日まで

基準日 定時株主総会 3月31日  
剰余金の配当 期末 3月31日  
中間 9月30日

上記のほか必要があるときは、あらかじめ公告して定める日

株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号  
三菱UFJ信託銀行株式会社

同事務取扱場所 〒530-0004  
(お問い合わせ先) 大阪府大阪市北区堂島浜一丁目1番5号  
三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部  
電話 0120-094-777 (フリーダイヤル)

同 取 次 所 三菱UFJ信託銀行株式会社 本店および支店  
野村證券株式会社 本店および支店

なお、株式関係のお手続き用紙のご請求は、以下の三菱UFJ信託銀行の電話およびインターネットでも24時間承っております。

- 電話 (フリーダイヤル)  
0120-244-479 (本店証券代行部)  
0120-684-479 (大阪証券代行部)
- インターネットホームページ  
<http://www.tr.mufg.jp/daikou/>

公告方法 日本経済新聞、中国新聞に掲載する

単 元 株 式 数 1,000株

銘 柄 コ ー ド 9535



広島市南区皆実町二丁目7番1号  
<http://www.hiroshima-gas.co.jp/>

本誌は環境に配慮し、植物性インキを使用しております。

表紙写真 / 聖湖 (広島県山県郡北広島町)